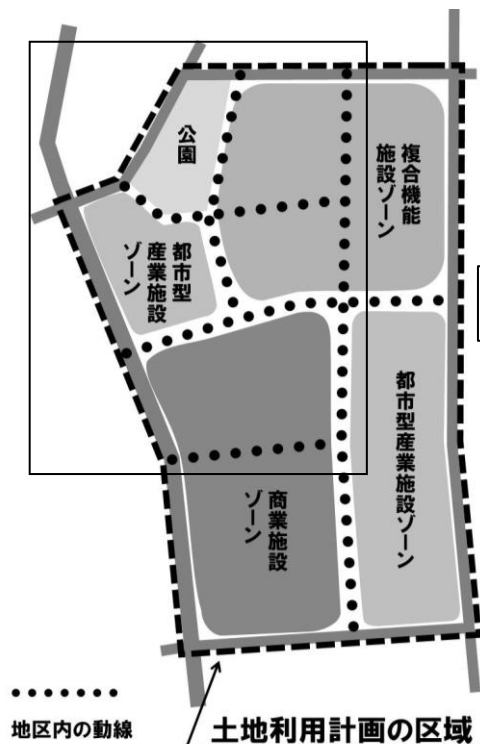


件 名	市街化調整区域における地区計画の運用基準（案）について												
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過】 昭和43年 市街化区域と市街化調整区域との区分（線引き制度）の創設 昭和55年 地区計画制度の創設 平成4年、10年 市街化調整区域における地区計画の適用範囲の拡大 平成14年 都市計画提案制度の創設 平成26年～ 堺市都市計画審議会に報告（全3回） 【課題】 ○平成24年に都市計画マスタープランを改定し、これまでの拠点整備を中心とした集約型都市づくりを一層推進 ○市街化調整区域の集落では、少子高齢化の進行等により、耕作放棄地の増加や地域の歴史・文化資源の消失等、集落の維持が困難になることが懸念												
対 応 方 針 今 後 の 取 組 （ 案 ）	【対応方針】 市街化調整区域において、上位計画に基づく都市づくりと既存集落の維持・保全を図り、地域が主体となり地域にふさわしいまちづくりを実現することで、持続可能な都市づくりをすすめるため、地区計画の運用基準を策定 【地区計画の運用基準（案）の概要】 ○運用の類型と対象区域、対象規模 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">類 型</th><th>上位計画適合型</th><th>既存集落等整序型</th></tr> <tr> <td>堺市マスタープランや堺市都市計画マスタープランなどの上位計画に基づくまちづくりを実現する</td><td>集落等に必要な機能を導入することで、地域の生活や環境の維持・向上を図る</td></tr> <tr> <td>地区計画の対象区域（別紙参照）</td><td>上位計画に基づいて「<u>具体的な土地利用計画</u>」が定められた区域内</td><td>「<u>集落等の維持・保全計画</u>」に位置付けられた都市的土地利用区域内</td></tr> <tr> <td>地区計画の対象規模</td><td>5ha 以上</td><td>2ha 以上</td></tr> </table> ○土地利用計画又は集落等の維持・保全計画を作成し、これに基づき計画的な土地利用を行うこと ○地権者等が土地利用計画等に基づいて地区計画の案を作成し、これを都市計画提案することを原則とする ○地域活力の維持・向上に資するものであること 【今後のスケジュール（予定）】 平成28年2～3月 パブリックコメントの実施 平成28年春頃 都市計画審議会への諮問 市街化調整区域における地区計画の運用基準の策定		類 型	上位計画適合型	既存集落等整序型	堺市マスタープランや堺市都市計画マスタープランなどの上位計画に基づくまちづくりを実現する	集落等に必要な機能を導入することで、地域の生活や環境の維持・向上を図る	地区計画の対象区域（別紙参照）	上位計画に基づいて「 <u>具体的な土地利用計画</u> 」が定められた区域内	「 <u>集落等の維持・保全計画</u> 」に位置付けられた都市的土地利用区域内	地区計画の対象規模	5ha 以上	2ha 以上
類 型	上位計画適合型	既存集落等整序型											
	堺市マスタープランや堺市都市計画マスタープランなどの上位計画に基づくまちづくりを実現する	集落等に必要な機能を導入することで、地域の生活や環境の維持・向上を図る											
地区計画の対象区域（別紙参照）	上位計画に基づいて「 <u>具体的な土地利用計画</u> 」が定められた区域内	「 <u>集落等の維持・保全計画</u> 」に位置付けられた都市的土地利用区域内											
地区計画の対象規模	5ha 以上	2ha 以上											
効 果 の 想 定	持続可能な都市づくりの推進												
関 係 局 と の 政 策 連 携	産業振興局、区役所ほか												

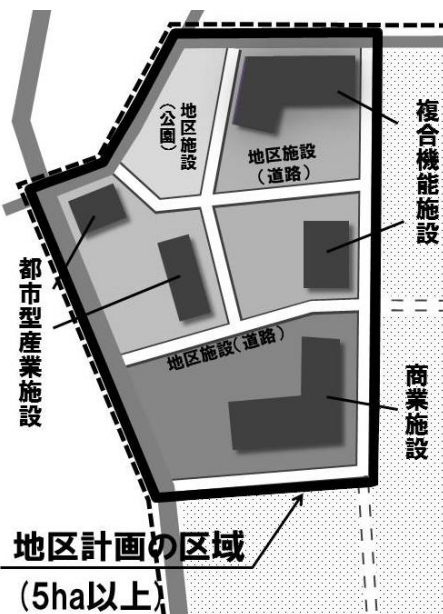
土地利用計画と地区計画の区域イメージ

【上位計画適合型】

具体的な土地利用計画（イメージ）



地区計画（イメージ）



【既存集落等整序型】

集落等の維持・保全計画（イメージ図）



地区計画（イメージ）



背景・目的

○平成24年12月、堺市都市計画マスタープランを改定し、これまでの拠点整備を中心とした集約型の都市づくりをより一層推進

○少子高齢化の進行等により、耕作放棄地の増加や地域の歴史・文化資源の消失等、集落等の維持が困難になることが懸念

地域が主体となり地域にふさわしいまちづくりを実現し、持続可能な都市づくりをすすめるため、運用基準を策定するもの

(注)市街化調整区域：・市街化を抑制すべき区域であり、開発行為が制限されている。
・地区計画の内容に適合するものは開発可能となる。

(注)地区計画：地域特性に応じて良好な環境を整備、開発及び保全するための都市計画

運用の考え方

■ 運用の類型

① 上位計画適合型

→堺市マスタープランや堺市都市計画マスタープランなどの上位計画に基づくまちづくりを実現する

② 既存集落等整序型

→集落等に必要な機能を誘導することで、地域の生活や環境の維持・向上を図る

■ 計画的な土地利用

- ・堺市マスタープラン、堺市都市計画マスタープラン等の上位計画に整合するとともに中長期的な土地利用計画又は集落等の維持・保全計画を作成し、これに基づき、計画的な土地利用を行うこと

■ 運用の前提

- ・地権者等が、土地利用計画等に基づいて地区計画の案を作成し、これを都市計画提案することを原則とする

■ 必要最小限の区域

- ・地区計画の必要性、周辺の公共施設の整備状況、自然環境・景観や農林業との調和の観点から、必要最小限の区域であること

■ 新たな行政投資が不要

- ・必要となる都市基盤が地区内やその周辺に配置されている、または配置されることが確実であり、かつ、新たな行政投資を行う必要がないこと

■ 地域活力の維持・向上等

- ・「スプロールの防止」、「周辺の優良な農地等とも調和した良好な居住環境の形成や保全」、「地域コミュニティの維持・改善」など、地域活力の維持・向上に資するものであること

■ その他（区域設定）

- ・地区計画の区域は、原則として地形、地物等、土地の範囲を明示するのに適切なものにより定めることとし、できるだけ整形なものであること

運用の基準

類型	上位計画適合型	既存集落等整序型
対象区域	・上位計画に基づいて具体的な土地利用計画(※1)が定められている区域内であること	・「集落等の維持・保全計画(※2)」に位置づけられた都市的土地利用区域内であること
対象規模	5ha以上	2ha以上
同意率	原則として全員同意であること	
地区整備計画に定める内容	地区施設の配置及び規模	道路や公園等、地域のまちづくりにも貢献するように適切に定めること
	建築物等の用途の制限	・「具体的な土地利用計画(※1)」と整合した内容を定めること ・「集落等の維持・保全計画(※2)」と整合した内容を定めること ・原則として分譲住宅(戸建、共同住宅)を制限すること(※3)
	建築物の容積率の最高限度	200%以下の数値で定めること
	建築物の建ぺい率の最高限度	60%以下の数値で定めること
	壁面の位置の制限	良好な景観形成や前面道路との関係等の観点から定めること
	建築物等の高さの最高限度	周辺環境と調和するように定めること 高度地区(第二種)の範囲内で周辺環境と調和するように定めること(H≤10m+0.6L) (H:建築物の高さ L:北側隣地境界線又は北側道路の反対側境界線までの真北方向の水平距離)
	建築物の緑化率の最低限度	緑化率が20%以上となるように定めること
建築物の敷地面積の最低限度、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項について、必要に応じて定めること		
その他	市街化区域に編入すべき区域については、整備が概成した時点で市街化区域に編入するものとする	営農環境など、周辺の土地利用に影響を及ぼさない方策が講じられていること

※1:具体的な土地利用計画

・上位計画に基づいて、市の担当部局が作成し公表しているもの

※2:集落等の維持・保全計画

・集落(建築物が連担している区域)及び集落の住民が所有、管理する農地や山林等を含む一体的な区域を対象として、地元組織や提案者が主体となって作成したもの

・農地保全ゾーン、環境保全ゾーン、都市的土地利用区域等に区分され、農地や環境の保全を主目的とするもの

・都市的土地利用区域は、「集落等の維持・保全計画」の区域の

概ね3割以下であること

・都市的土地利用区域には、農地等を含まないこと(宅地間に介在する小規模農地及び新たに整備される幹線道路の沿道に存する農地を除く)

・「集落等の維持・保全計画」の考え方や検討プロセス、検討メンバーなどが記載されていること

※3:原則として分譲住宅(戸建、共同住宅)を制限すること

・分譲住宅を可とする場合は、過去20年以上、宅地、資材置場、駐車場等の宅地的土地利用が継続されている土地とすること

今後の流れ（予定）

堺市都市計画
審議会(報告)

平成27年12月

パブリック
コメント

平成28年2～3月頃

堺市都市計画
審議会(諮問)

平成28年春頃

策定

平成28年春頃

市街化調整区域における地区計画の運用基準
(案)

平成 年 月
堺 市

目 次

第 1 章	背景・目的	2
第 2 章	対象外区域	3
第 3 章	運用の考え方	4
第 4 章	運用の基準	5
第 5 章	提案の審査	8

第1章 背景・目的

市街化区域と市街化調整区域との区分（いわゆる線引き制度）は、昭和43年の新都市計画法（以下「法」という。）により創設されました。市街化調整区域では、農地や自然環境等を保全し、市街化を抑制すべき区域として開発・建築行為等が制限されており、線引き制度は、無秩序な市街化を防ぐ上で大きな効果を果たしてきました。

その後、次のような法改正が行われてきました。

昭和55年	地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導する手法である地区計画制度の創設
昭和62年	集落地区計画の創設（市街化調整区域の内、集落地域整備法に基づき指定された集落地域に限定）
平成4年、10年 平成12年	市街化調整区域における地区計画の適用範囲の拡大 既存宅地制度の廃止、34-11制度（法第34条第11号）の追加（本市は、平成14年に条例を施行し運用。平成24年に廃止。）
平成14年	都市計画における住民参加のための手法である都市計画提案制度の創設
平成18年	人口減少・超高齢社会の到来を受け、より一層無秩序な市街地拡散を抑制し集約型都市づくりを推進するべく、まちづくり三法の改正

このような流れを受けて、本市においては、平成24年12月に堺市都市計画マスタープランを改定し、これまでの拠点整備を中心とした集約型の都市づくりをより一層推進していくこととしています。

また、市街化調整区域において古くから市街地が形成されてきた集落等では、少子高齢化の進行等に伴い、耕作放棄地の増加や地域の歴史・文化資源の消失など、様々な問題の発生により、集落等の維持が困難になることが懸念されることから、地域の生活や環境の維持・向上を図る必要があります。

以上のことから、地域が主体となり地域にふさわしいまちづくりを実現することで持続可能な都市づくりをすすめるため、市街化調整区域における地区計画の運用基準を策定するものです。

■堺市都市計画マスタープラン（抜粋）

【都市づくりの基本姿勢】

- 輝かしい歴史・豊かな文化を活かし、世界に誇れるまちの活力や魅力を生み出す
- 拠点を中心とした都市づくりを継承しつつ、持続可能な低炭素都市づくりを進める
- 自由と自治の伝統を活かし、公民協働による市民自治を進める

【市街化調整区域の位置づけ】

◇都市づくりの方針：内陸部や丘陵地の自然環境や良好な農空間を保全・活用する

- ・南部丘陵地においては、無秩序な土地利用を抑制するとともに、樹林地や農地、ため池などの自然とのふれあいを実感できる空間の保全・活用に取り組みます。

◇土地利用・配置方針：都市農業共生地

- ・市街化調整区域については、無秩序な市街地の拡大を抑制し、自然環境や優良な農地等の保全と調和に配慮し、都市農業の振興と集落環境や既存市街地の保全・向上につとめます。一方、都市拠点等周辺で、交通利便性が高く、都市機能の増進を図るべき地域については、優良な農地等を保全するため自然環境や農地等との調和に十分配慮したうえで計画的な土地利用を図ります。

◇都市づくりの取組み：無秩序な市街化の抑制

- ・市街化調整区域では、無秩序な市街地の拡大を抑制し、自然環境や優良な農地等の保全と調和に配慮します。
- ・地域の拠点の形成や地域活力の維持・向上を図る必要がある地区については、地区計画制度等を活用し、計画的な土地利用の誘導を図ります。

第2章 対象外区域

以下の区域は、原則として、地区計画の区域に含めないこととします。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律に規定する「農用地区域」
- (2) 「優良農地（一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等、良好な営農条件を備えた農地）」及びその他長期にわたり農地として保全すべき土地の区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する「土砂災害特別警戒区域」
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する「急傾斜地崩壊危険区域」

第3章 運用の考え方

(1) 運用の種類

第1章の背景・目的から、次の類型で運用します。

1. 上位計画適合型

堺市マスタープランや堺市都市計画マスタープランなどの上位計画に基づくまちづくりを実現する

2. 既存集落等整序型

集落等に必要な機能を導入することで、地域の生活や環境の維持・向上を図る

(2) 運用の前提

地域住民等の主体的かつ積極的な参加を促進するため、都市計画法第21条の2に規定する都市計画提案を原則とします。

提案にあたっては、地権者、地域住民の合意形成や関係する公共施設管理者、交通管理者等との協議を行い、地区施設の整備主体、整備時期、費用負担などについての協定を締結するなど、事業が実現できる熟度が必要です。

(3) 計画的な土地利用

まちづくりをすすめていくにあたっては、まちの将来像に沿って個々の土地利用が行われることが重要です。そのためには、堺市マスタープラン、堺市都市計画マスタープラン等の上位計画に整合するとともに、地区計画の区域よりも広い範囲で中長期的な土地利用計画を作成し、計画的な土地利用を行っていく必要があります。

(4) 必要最小限の区域

地区計画の必要性、周辺の公共施設の整備状況、自然環境・景観や農林業との調和の観点から、必要最小限の区域とし、低未利用地を活用するなど、市街地を拡大しないことが重要です。

(5) 新たな行政投資が不要

必要となる都市基盤が地区内やその周辺に配置されている、または配置されることが確実であり、かつ、新たな行政投資を行う必要がないように定めなければなりません。

(6) 地域活力の維持・向上

「スプロール防止」、「周辺の優良な農地等とも調和した良好な居住環境の形成や保全」、「地域コミュニティの維持・改善」など、地域活力の維持・向上に資するものでなければなりません。

(7) その他（区域設定）

地区計画の区域は、原則として地形、地物等、土地の範囲を明示するのに適切なものにより定めることとし、できるだけ整形であることが必要です。

第4章 運用の基準

「第3章 運用の考え方」をもとに、下表のとおり運用するものとします。

類型		上位計画適合型	既存集落等整序型
対象区域		・上位計画に基づいて具体的な土地利用計画(※1)が定められている区域内であること	・「 <u>集落等の維持・保全計画(※2)</u> 」に位置づけられた都市的土地利用区域内であること
対象規模		5ha 以上	2ha 以上
同意率		原則として全員同意であること	
地区整備計画に定める内容	地区施設の配置及び規模	道路や公園等、地域のまちづくりにも貢献するように適切に定める <u>こと</u>	
	建築物等の用途の制限	・「 <u>具体的な土地利用計画 (※1)</u> 」と整合した内容を定める <u>こと</u>	・「 <u>集落等の維持・保全計画 (※2)</u> 」と整合した内容を定める <u>こと</u> ・ <u>原則として分譲住宅（戸建、共同住宅）を制限すること (※3)</u>
	建築物の容積率の最高限度	200%以下の数値で定める <u>こと</u>	
	建築物の建ぺい率の最高限度	60%以下の数値で定める <u>こと</u>	
	壁面の位置の制限	良好な景観形成や前面道路との関係等の観点から定める <u>こと</u>	
	建築物等の高さの最高限度	周辺環境と調和するように定める <u>こと</u>	高度地区（第二種）の範囲内で周辺環境と調和するように定める <u>こと</u> ($H \leq 10m + 0.6L$) (<u>H: 建築物の高さ</u> <u>L: 北側隣地境界線又は北側道路の反対側境界線までの真北方向の水平距離</u>)
	建築物の緑化率の最低限度	<u>緑被率が 20%以上となるように定めること</u>	
	建築物の敷地面積の最低限度、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項について、必要に応じて定める <u>こと</u>		
その他		市街化区域に編入すべき区域については、整備が概成した時点で市街化区域に編入するものとする	営農環境など、周辺の土地利用に影響を及ぼさない方策が講じられていること

※1：具体的な土地利用計画

- ・上位計画に基づいて、市の担当部局が作成し公表しているもの

※2：集落等の維持・保全計画

- ・集落（建築物が連坦している区域）及び集落の住民が所有、管理する農地や山林等を含む一体的な区域を対象として、地元組織や提案者が主体となって作成したもの
- ・農地保全ゾーン、環境保全ゾーン、都市的土地利用の区域等に区分され、農地や環境の保全を主目的とするもの
- ・都市的土地利用区域は、「集落等の維持・保全計画」の区域の概ね3割以下であること
- ・都市的土地利用区域には、農地等を含まないこと（宅地間に介在する小規模農地及び新たに整備される幹線道路の沿道に存する農地を除く）
- ・「集落等の維持・保全計画」の考え方や検討プロセス、検討メンバーなどが記載されていること

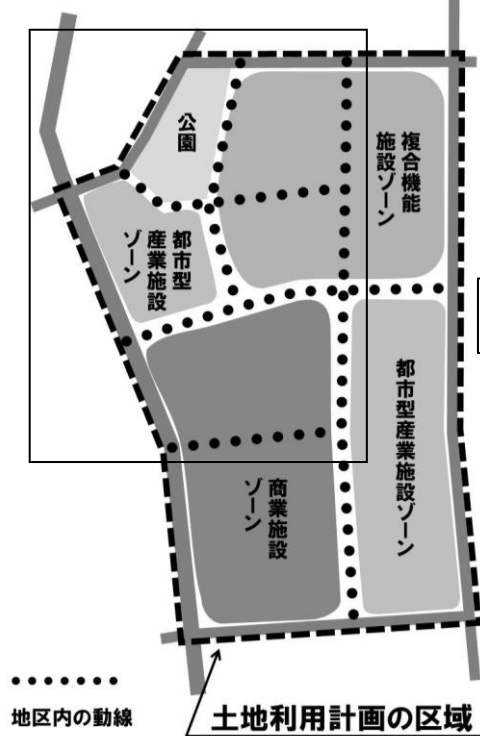
※3：原則として分譲住宅（戸建、共同住宅）を制限すること

- ・分譲住宅を可とする場合は、過去20年以上、宅地、資材置場、駐車場等の宅地的土地利用が継続されている土地とすること

地区計画の運用イメージ

【上位計画適合型】

具体的な土地利用計画のイメージ図



地区計画のイメージ図（第一段階）



【既存集落等整序型】

集落等の維持・保全計画のイメージ図



地区計画のイメージ図



第5章 提案の審査

市街化調整区域における地区計画の都市計画提案にあたって必要な書類は、下記のとおりで、提案の前に事前相談が必要です。

提案後、当該地区計画を都市計画決定する必要があるかどうかを審査します。都市計画決定の必要があると判断した場合には、都市計画審議会の議を経て、都市計画決定を行います。都市計画決定の必要がないと判断した場合には、都市計画審議会の意見を聴いた上で、都市計画決定しない旨とその理由を提案者に通知します。

(1) 都市計画提案に必要な書類

- 都市計画決定等に関する提案書
- 計画書
- 都市計画の種類、名称、位置、規模（面積）、区域等を具体的に記入した都市計画の素案
- 提案者としての資格を確認できる書類
- 提案対象区域内の土地所有者等の同意書
- 権利者関係調書
- 全土地所有者等一覧表及び土地の位置関係がわかる図面、土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられている地図（交付後3か月以内のものに限る）
- 提案の説明の経緯に関する資料
 - ・説明会の日時、場所、参加人数、参加者からの意見等、合意形成に関する資料
- 周辺環境等への検討に関する資料で必要に応じて市長が指定するもの
- その他、計画内容の説明に係る書類で必要に応じて市長が指定するもの
 - ・具体的な土地利用計画（※1：上位計画適合型の場合）
 - ・集落等の維持・保全計画（※2：既存集落等整序型の場合）
 - ・地区施設の整備に関する協定等（※4）
 - ・公共施設管理者、交通管理者等との協議録など

※1：第4章の※1を参照

※2：第4章の※2を参照

※4：地区施設の整備主体、整備時期、費用負担等についての地権者等の協定等

(2) 審査項目

1. 上位計画やまちづくり方針との整合性

(審査の視点)

- ・ 本市の上位計画やまちづくり方針と整合しているか
- ・ 集約型都市づくりの方向性に合致しているか
- ・ 当該地区計画の決定により、地域活力の維持・向上に寄与するか

など

2. 立地条件や都市基盤整備の状況

(審査の視点)

- ・ 十分な幅員のある道路に接続しているなど、立地条件として適切か
- ・ 道路又は公園、緑地、広場その他の公共施設である地区施設の配置及び規模が周辺への影響を軽減する、または地域に貢献するものとなっているか
- ・ 当該地区計画の決定を起因として、行政が道路の改良を行う必要が生じるなど、新たな公共投資を要することはないか

など

3. 交通処理計画の内容

(審査の視点)

- ・ 当該地区計画の決定により集中、発生する交通（自動車、自転車・歩行者）に対して適切な対策が講じられているか

など

4. 周辺環境への配慮に関する事項

(審査の視点)

- ・ 住宅地や農地、緑地など、周辺環境への影響を軽減する方策が講じられているか
- ・ 建築物や屋外広告物等が周辺景観と調和したものになっているか

など

5. 周辺住民との調整の状況や地域貢献の内容

(審査の視点)

- ・ 当該地区計画、開発計画、交通処理計画等の内容について、説明は十分行われているか
- ・ 周辺住民の理解は得られているか
- ・ 防災や防犯、歴史的資源の活用・保全など、地域において必要とされている機能の導入や地域活動への参画など、地域に貢献する取組みはあるか

など

6. 事業の実現性

(審査の視点)

- ・ 関係機関との協議、調整により、事業が実現できる熟度はあるか
- ・ 地区施設の整備主体、整備時期、費用負担などについての協定を締結するなど、地区施設の整備が担保されているか

など